

介護老人保健施設フジオカ
指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

(2026年6月1日現在)

あなたに対する指定通所リハビリテーションの提供をするにあたり、厚生労働省令 40号第4条に基づいて、当事者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 指定通所リハビリテーション事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人フジタ
代表者名	理事長 鈴木 哲朗
所在地・連絡先	(住所) 名古屋市緑区鳴海町字尾崎山 43-640 (電話) 052-623-4005 (FAX) 052-623-4063

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	介護老人保健施設フジオカ
所在地・連絡先	(住所) 豊田市御作町振ヶ洞 1157-1 (電話) 0565-76-7801 (FAX) 0565-75-1750
事業所番号	2356180014
管理者の氏名	施設長 鈴木 哲朗
利用定員	40名

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		勤務体制
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1		9:00~17:45
医師	1	1		(管理者と兼務)
看護職員	2	1	1	8:30~17:15
介護職員	16	7	9	8:00~17:15
作業・理学療法士・ 言語聴覚士	11	9 (兼務)	2	9:00~17:45

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	豊田市猿投町、加納町、舞木町、亀首町、四郷町高町、井上町、青木町、御船町、枝下町、西広瀬町、東広瀬町、下室町、国附町、小峯町、富田町藤沢町、押沢町、松嶺町、力石町、石野町、勘八町、中金町、芳友町、城見町、野口町、中切町足助白山町、足助町、井ノ口町、大蔵町、小町摺町、近岡町、中立町、東渡合町、東中山町、富岡町、菅生町、桑田和町、御蔵町、実栗町、岩神町、月原町、市場町、永太郎町、大坂町、大平町大洞町、乙ケ林町、小原大倉町、小原町、鍛冶屋敷町、上仁木町、荷掛町、雑敷町、柏ヶ洞町、川見町、川下町、喜佐平町、北篠平町、沢田町、下仁木町、李町、千洗町、寺平町、百月町、西萩平町、日面町、平畑町、前洞町、三ッ久保町、築平町、遊屋町、石畳町、石飛町、大岩町、折平町上川口町、上渡合町、木瀬町、北一色町、三箇町下川口町、白川町、田茂平町、迫町、西市野々町西中山町、深見町、藤岡飯野町、北曾木町、御作町、浅谷町、有間町、池島町、市平町、笹戸町東萩平町、大塚町、成合町
---------	--

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日およびサービス提供時間

営業日	サービス提供時間
平日	9:30～15:40
土曜日	9:30～15:40
営業しない日	日曜日・12月30日～1月3日

(5) 事業所で併せて実施している事業

- ・ 介護老人保健施設
- ・ 訪問リハ
- ・ 指定短期入所療養介護事業
- ・ 居宅介護支援事業所

3 事業所の特色等

(1) 事業の目的

当事業所は、看護・医学的管理下での機能訓練や介護、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができ

るように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるように、指定短期入所療養介護や指定通所リハビリテーションのサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とする。

(2) 事業の理念

「和愛聚楽」

高齢者の方々と手と手をふれ合いながら、そこには何時でも明るい笑顔が満ち溢れている。そんな和みの輪を広げたい。

(3) 事業の運営方針

- ① 私たちは利用者様の今までの人生を尊重し、利用者様に生きがいを見出させていただきます。
- ② 利用者様のご家族および関係者の方々と一緒に介護を行い、利用者様に「在宅へ戻る」ことを目的に施設で生活していただきます。
- ③ 利用者様のご家族および関係者の方々に社会的資源（介護保険制度を含む）活用の啓蒙活動を行います。
- ④ 利用者様のご家族および関係者の方々に絶大の信頼をいただける施設にします。
- ⑤ 私たちは、ご利用者様および家族と一緒に施設の手作りを整えます。

4 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 12:00～13:00 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事サービスの利用は任意です
入 浴	入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。 入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機 能 訓 練	理学療法士による個別のリハビリ訓練により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持回復に努めます。
レクリエーション	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。

健康チェック	看護師による血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割、2割、もしくは3割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、別紙【利用料金表】に記載します。

5 サービス内容に関する苦情等相談

苦情窓口	窓口担当者	鷗生 美南子
	ご利用時間	10:00～16:30
	ご利用方法	電話 0565-76-7801
		面接 月曜～土曜 10:00～16:30 ご意見箱（1階窓口に設置）
苦情窓口	窓口担当者	豊田市役所 介護保険課
	住所	豊田市西町3丁目60番地
	ご利用方法	電話 0565-34-6634
苦情窓口	窓口担当者	愛知県国民健康保険団体連合会
	住所	名古屋市東区泉1丁目6番5号
	ご利用方法	電話 052-962-1221（代表） 052-971-4165（直通）

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に利用者の方が急変した場合には、まず緊急連絡先に連絡します。なお、病状の急変など緊急を要するような場合は、速やかに下記の医療機関に協力をいただき、速やかに対応いたします。

協力医療機関	豊田地域医療センター 豊田市西山町3丁目30番1 TEL 0565-34-3000
	J A愛知厚生連足助病院 豊田市岩神町仲田30 TEL 0565-62-1211

7 非常災害時の対策

非常時の対応	万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。			
避難訓練及び防災設備	火災を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	消火器	20本	自家発電設備	あり
	自動火災報知機	あり	火災通報設備	あり
	誘導灯	あり	非常放送設備	あり
	スプリンクラー設備	あり	避難階段	3箇所
消防計画等	消防署への届出日：2025年6月18日 防火管理者：野田 隆史			

8 サービス利用に当たっての留意事項

① 喫煙・火気の取り扱い

喫煙・火気の取扱いは指定の場所で行います。

② 金銭管理について

金銭の所持については、ご利用者自身で責任を持って管理してください。また、大金や貴重品は施設に持ち込まないでください。施設では紛失等の責任は負いかねます。

③ 宗教活動・政治活動

ご利用者の思想や宗教や信仰は勿論自由です。ただし、施設内での宗教活動・政治活動は禁止させていただきます。

④ ペットの持ち込みについて

動物等のペット類の持ち込みは、禁止させていただきます。

9 身体拘束の禁止について

当施設では、原則として利用者様に身体拘束は行いません。ただし、緊急やむをえない場合には、施設長が判断して利用者様の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、その様態および時間、利用者様の心理状況、理由を記載した同意書にて、ご家族より同意をいただきます。

10 個人情報の管理（秘密保持）について

利用者様やご家族のことは、利用者様・ご家族様の同意なく外部に話すことはありません。サービス提供事業所などへの情報提供に際しては、あらかじめ利用者様・ご家族様より書面にて同意をいただきます。

11 第三者評価

実施しておりません。